十　仕上げを厚さが三十ミリメートル以上の片面塗り又は各面の厚さが二十五ミリメートル以上の両面塗りの壁土でし、かつ、下地を小舞下地で造ること。

十一　仕上げを厚さが二十一ミリメートル以上の強化せっこうボード（ＪＩＳ　Ａ六九〇一（せっこうボード製品）に規定する強化せっこうボードに適合するものに限る。）ですること。

十二　仕上げをせっこうボード（ボード用原紙の厚さが〇・六ミリメートル以下のものに限る。）を二枚以上張ったものでし、その厚さの合計を二十一ミリメートル以上とすること。

附　則

この告示は、建築基準法施行令の一部を改正する政令（令和七年政令第三百十号）の施行の日（令和七年十一月一日）から施行する。

○国土交通省告示第九百九十号

建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第百十四条第三項第三号の規定に基づき、避難上及び延焼防止上支障がない室及び通路を次のように定める。

令和七年十月三十一日　　国土交通大臣　金子　恭之

避難上及び延焼防止上支障がない室及び通路を定める件

建築基準法施行令第百十四条第三項第三号に規定する避難上及び延焼防止上支障がない室及び通路は、その直上に小屋組が木造の小屋裏（天井のない場合においては、木造の小屋組）を有しない室及び通路とする。

附　則

この告示は、建築基準法施行令の一部を改正する政令（令和七年政令第三百十号）の施行の日（令和七年十一月一日）から施行する。

○国土交通省告示第九百九十一号

建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第百十四条第三項第三号の規定に基づき、小屋裏に準耐火構造の隔壁を設けること等を要しない避難上及び防火上支障がない建築物の各室又は各通路の基準を次のように定める。

令和七年十月三十一日　　国土交通大臣　金子　恭之

小屋裏に準耐火構造の隔壁を設けること等を要しない避難上及び防火上支障がない建築物の各室及び各通路の基準を定める件

第一　建築基準法施行令（以下「令」という。）第百十四条第三項第三号に規定する避難上及び防火上支障がない建築物の各室及び各通路の基準は、その各室及び各通路の小屋裏に、当該小屋裏と隣接する室又は通路の小屋裏との間を区画する準耐火構造の隔壁を設けるものであって、次の各号のいずれかに適合するものであることとする。

一　室又は通路について、次に掲げる基準に適合するものであること。

イ　令第百十五条の二第一項第七号に掲げる基準に適合すること。

ロ　天井がない部分がある場合にあっては、当該室又は通路内の天井がある部分の小屋裏に、当該小屋裏と天井がない部分との間を区画する準耐火構造の隔壁を設けること。

二　室又は通路について、次に掲げる基準に適合するものであること。

イ　天井（天井のない場合においては、屋根）及び壁の室内に面する部分（回り縁、窓台その他これらに類する部分を除き、天井のない場合にあっては、小屋組を含む。以下このイにおいて同じ。）の仕上げを特定準不燃材料（特定不燃材料（平成二十一年国土交通省告示第二百二十五号第一第一号に規定する特定不燃材料をいう。以下このイにおいて同じ。）及び平成十二年建設省告示第千四百一号第一第二号から第五号までに掲げる建築材料をいう。以下このイにおいて同じ。）又は難燃材料等（難燃材料及び木材等（平成十二年建設省告示第千四百三十九号第一第一号ロに規定する木材等で、同告示第二第一号に定める措置が講じられているものをいう。）を除く。以下このイにおいて同じ。）でしたものであって、次に掲げる基準に適合すること。

(1)　次のi)及びii)に該当する部分の仕上げを難燃材料等とする部分の表面積の合計を次の式によって計算した数値以下とすること。

$$S=0.32\ (A_{room}+L_{w,\,room}\ (H_{a,\,room}-Z_{room}))+0.5\Sigma\ (A_{op}\ \sqrt{H_{op}})\ -A_{pillar}-A_{w}$$

この式において、S、A_{room}、$L_{w,\,room}$、$H_{a,\,room}$、Z_{room}、A_{op}、H_{op}、A_{pillar}及びA_{w}は、それぞれ次の数値を表すものとする。

S　天井（天井のない場合においては、屋根。以下このイにおいて同じ。）及び壁の室内に面する部分（次のi)及びii)に該当する部分に限る。）の仕上げを難燃材料等でした部分の表面積の合計の上限の値（単位　平方メートル）

A_{room}　室又は通路の床面積（単位　平方メートル）

$L_{w,\,room}$　室又は通路の壁の周長（単位　メートル）

$H_{a,\,room}$　室又は通路の天井の高さ（単位　メートル）

Z_{room}　煙層下端高（単位　メートル）

A_{op}　室又は通路の排煙口（天井又は天井から下方八十センチメートル以内の距離若しくは床面から煙層下端高以上の部分にあるものに限る。以下このイにおいて同じ。）の面積（単位　平方メートル）

H_{op}　室の排煙口の高さ（単位　メートル）

A_{pillar}　柱（煙層下端高以下の部分に限る。）のうち仕上げを特定準不燃材料以外の材料でした室内に面する部分の表面積が最大の柱における当該仕上げを特定準不燃材料以外の材料でした室内に面する部分の表面積（単位　平方メートル）

A_{w}　柱、はりその他これらに類するもの（煙層下端高以上の部分に限る。）の仕上げを特定準不燃材料以外の材料でした室内に面する部分の表面積（単位　平方メートル）

(i)　天井及び壁の室内に面する部分（床面からの高さが煙層下端高以上の部分に限る。）

(ii)　壁の室内に面する部分（床面からの高さが煙層下端高以下の部分に限る。）について、その長さ（壁の隅角を挟む場合にあっては、隅角を挟む長さ）を十メートル、高さを煙層下端高としたときの範囲で、仕上げを難燃材料等でした部分の表面積の当該範囲の表面積に対する割合が最大となる範囲

(2)　天井の室内に面する部分を一辺の長さが次の式によって算出した数値の正方形で区分した場合における当該区分された部分のいずれの部分についても、難燃材料等で仕上げをした部分の表面積の当該区分された部分の表面積に対する割合が四分の一以下であること。

$$L=1.2\ (H-1.2)$$

この式において、L及びHは、それぞれ次の数値を表すものとする。

L　正方形の一辺の長さ（単位　メートル）

H　天井の床面からの高さ（単位　メートル）

ロ　前号ロに掲げる基準に適合すること。